

議第71号

平成24年度高山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度高山市の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成24年9月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 簡易水道事業費	1. 簡易水道施設費	平湯簡易水道整備事業	206,000